

令和 年 月 日

税務署長殿

事業種目

納税地

旧納税地及び旧法人名等

事業年度(至)

売上金額

申告年月日

通信日付印

確認印

庁指定

局指定

指導等

区分

申告区分

法人税

中間

期限後

修正

地方法人税

中間

期限後

修正

納税地

電話

法人名

法人番号

代表者記名押印

代表者住所

事業年度分の法人税

課税事業年度分の地方法人税

申告書

申告書

適用額明細書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

平成・令和 年 月 日

事業年度分の法人税

申告書

平成・令和 年 月 日

課税事業年度分の地方法人税

申告書

適用額明細書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億	百万	千	円	15	十億	百万	千	円
確定給付年金資産 管理運用契約分	2					(15)の12相当額	16			
確定給付年金基金 資産運用契約分	3					分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額	17			
確定拠出年金資産 管理契約分	4					(17)の12相当額	18			
個人型年金に係る分	5					課税退職年金 等積立金額 (16)+(18)	19			
退職等年金 給付に係る分	6					合併法人等の退職 年金等積立金額	20			
勤労者財産形成 給付契約分	7					(20)の12相当額	21			
勤労者財産形成 基金給付契約分	8					被合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額	22			
厚生年金基金 契約分	9					(22)の12相当額	23			
適格退職年金契約分	10					課税退職年金 等積立金額 (21)+(23)	24			
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11					この申告が修正申告である場合	25			
法人税額 (11)×10.3%	12					この申告が修正申告である場合	26			
中間申告分の法人税額	13					この申告が修正申告である場合	27			
差引この申告により 納付すべき法人税額 (12) - (13)	14					この申告が修正申告である場合	28			
						この申告が修正申告である場合	29			
						この申告が修正申告である場合	30			

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億	百万	千	円	この申告が修正申告である場合	35	十億	百万	千	円
地方法人税額 (31) × 10.3%	32					この申告が修正申告である場合	36				
中間申告分の地方法人税額	33					この申告が修正申告である場合	37				
差引確定地方法人税額 (32) - (33) (中間申告の場合はその税額)	34					この申告が修正申告である場合					

税理士
署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分…令和十一年以後開始事業年度等分